髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 見

 高
 知
 力
 月

 一
 丁
 目
 2
 2

 年
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

ページ

1

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)

- ○保安林の解除予定の通知
- (治山林道課) (")
- ○保安林の解除の予定○公共測量の実施の通知
- (用地対策課)

(建築指導課)

◎告示(指定構造計算適合性判定機関へ

の構造計算適合性判定の業務の委任)

の一部改正

告

高知県告示第7号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年1月12日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 合資会社ヒュー 宿毛市平田町戸内1255-2 平27・10・5 マンすくも薬局

じき店

高知県告示第8号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年1月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の32から乙4922の35まで

- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第9号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成28年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の32から乙4922の35まで

- 2 保安林として指定された目的
 - 公衆の保健
- 1 3 解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第10号

土佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27 年12月28日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量(数値撮影(デジタル)及び写真地図作成)

2 作業期間

平成28年1月1日から同年3月25日まで

3 作業地域

土佐市全域

高知県告示第11号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号(指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部を次のように改正し、平成28年1月15日から施行する。

平成28年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

3中(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、

「(12) 株式会社建築構造センター佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 いちご佐賀ビル 704号室

「(13) 株式会社建築構造センター福岡事務所

福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3

階

(14) 株式会社建築構造センター佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 いちご佐賀ビル

704号室

に改め、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、

「(5) 株式会社建築構造センター神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル 8階

を

- 「(5) 株式会社建築構造センター千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町二丁目402-3 丸庄ビル1階
- (6) 株式会社建築構造センター神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル 8階

に改める。